別紙様式１０（第９条関係）

北院大　 第　　　　号

年　　月　　日

第三者に係る法人文書開示決定通知書

　　　　　　　　様

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長

　　　　　　　印

　（あなた、貴社等）から　　年　　月　　日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１４条第３項の規定に基づき、次のとおりお知らせします。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人文書の名称又は内容 |  |
| 法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 開示決定をした理由 |  |
| 法人文書の開示の年月日 | 年　　月　　日 |

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　不明な点がありましたら、　　担当（ＴＥＬ：　　－　　　－　　　）まで御連絡ください。